

自己申告の対象となる「産学連携活動等」とは、以下に該当するものをいいます。

(国立大学法人琉球大学における利益相反状況に関する自己申告実施要領 第3条)

(1) 企業・団体からの収入 (年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合)

給与、兼業報酬、謝金、原稿料、コンサルタント料、実施料収入等

(診療報酬は除く。)

(2) 企業・団体の経営への関与

役員、顧問、相談役等への就任

(3) 産学連携活動の相手先との関係 (公開株式については同一組織の発行済株式の5%を超える保有の場合)

株式 (公開・未公開)、出資金、ストックオプション、受益権等

(4) 産学連携活動に係る受入れ (年間の合計金額が同一組織から200万円を超える場合)

共同研究、受託研究、寄附金、研究助成金、委員等の委嘱、知的財産権の実施許諾・権利譲渡、技術研修、客員研究員・ポスドク、依頼試験・分析、機器の提供等

※上記(1)～(3)に関しては、申告者の配偶者並びに父母及び子についても申告の対象となります。